

令和8年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和8年4月23日（木） 午前9時00分から午前10時06分

2 場 所：鹿屋市東地区学習センター

3 委 員

欠	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	四元 等	出	上野 輝男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	森園 浩美		
出	川崎 守	出	有村 隆	出	田村 利秋		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	大園 和幸		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	欠	西ノ原 敏男		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
欠	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
欠	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	小原 修一	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	欠	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農地整備課 地籍調査推進室 室 長 梶原 宏行
主 査 櫛下 良平

5 事務局職員 局 長 松元 敏幸
課 長 鳥越 薫（輝北総合支所産業建設課）
次長兼農地係長 山下 博文
主幹兼振興係長 尾崎 直人
主 査 板山 典貴
主 査 中井 龍一
主 査 角野 勝行
主 事 清水 雄世

主 査
主 査

田中 祥平(吾平総合支所産業建設課)
岩上 進一(輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
- ・令和八年度最適化活動の目標の設定等について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 中塩屋 均 委員 ・ 藏ヶ崎 俊光 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和8年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和8年4月23日（木） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時06分

鹿屋市東地区学習センター

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和8年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の欠席は、寺下委員、四元委員、新原委員、西ノ原委員の4名です。出席委員数は、16名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、小原委員、門倉委員、中尾委員、高田委員の4名です。それでは、鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号7番の中塩屋委員と8番の藏ヶ崎委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の板山主査を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第1号につきましては、1頁から60頁です。今回の促進計画（案）は、始期が令和8年7月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が9万4千060㎡で、畑が18万5千674㎡で、計27万9千734㎡となっています。

農地の貸出し者は110人、農地の耕作者となる配分予定者は76人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借り手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から7頁の11番までは、設定期間が3年です。1番は、賃借権で再設定。

2番は、使用賃借権で再設定。

次に3頁、3番は、賃借権で再設定。4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番は、使用貸借権で再設定。

次に5頁、6番、7番は、賃借権で新規設定。

次に6頁、8番は、賃借権で再設定。9番は、賃借権で新規設定。

次に7頁、10番、11番は、賃借権で再設定。

次に8頁、次の12番から35頁の64番は、設定期間が5年です。12番は、賃借権で再設定13番は、使用貸借権で再設定。

次に9頁、14番は、賃借権で再設定。15番は、賃借権で新規設定。

次に10頁、16番、17番は、賃借権で再設定。

次に11頁、18番、19番は、賃借権で再設定。

次に12頁、20番、21番は、賃借権で再設定。

次に13頁、22番、23番は、賃借権で再設定。

次に14頁、24番は、賃借権で新規設定。25番は、賃借権で再設定。

次に15頁、26番は、賃借権で新規設定。27番は、賃借権で再設定。

次に16頁、28番、29番は、賃借権で新規設定。

次に17頁、30番、31番は、使用貸借権で再設定。

次に18頁、32番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に19頁、33番、34番は、賃借権で新規設定。

次に20頁、35番、36番は、賃借権で新規設定。

次に21頁、37番、38番は、使用貸借権で新規設定。

次に22頁、39番は、使用貸借権で新規設定。

次に23頁、40番は、賃借権で再設定。41番は、賃借権で新規設定。

次に24頁、42番は、賃借権で再設定。43番は、賃借権で新規設定。

次に25頁、44番は、賃借権で再設定。45番は、使用貸借権で新規設定。

次に26頁、46番は、賃借権で新規設定。

次に27頁、47番は、賃借権で新規設定。48番は、賃借権で再設定。

次に28頁、49番、50番は、使用貸借権で新規設定。

次に29頁、51番は、使用貸借権で新規設定。52番は、賃借権で再設定。

次に30頁、53番は、賃借権で新規設定。54番は、賃借権で再設定。

次に31頁、55番、56番は、賃借権で新規設定。

次に32頁、57番は、賃借権で再設定。58番は、賃借権で新規設定。

次に33頁、59番、60番は、賃借権で新規設定。

次に34頁、61番、62番は、賃借権で新規設定。

次に 35 頁、63 番、64 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、次の 65 番、66 番は、設定期間が 9 年です。65 番、66 番は、使用貸借権で再設定。

次に 37 頁、次の 67 番から 60 頁の 112 番は、設定期間が 10 年です。67 番は、賃借権で新規設定。68 番は、賃借権で再設定。

次に 38 頁、69 番は、賃借権で再設定。

次に 39 頁、70 番は、賃借権で新規設定。71 番は、賃借権で再設定。

次に 40 頁、72 番、73 番は、賃借権で再設定。

次に 41 頁、74 番は、使用貸借権で新規設定。75 番は、賃借権で新規設定。

次に 42 頁、76 番は、使用貸借権で新規設定。77 番は、賃借権で新規設定。

次に 43 頁、78 番は、賃借権で再設定。79 番は、使用貸借権で再設定。

次に 44 頁、80 番は、使用貸借権で再設定。81 番は、賃借権で新規設定。

次に 45 頁、82 番は、使用貸借権で新規設定。83 番は、賃借権で再設定。

次に 46 頁、84 番、85 番は、賃借権で新規設定。

次に 47 頁、86 番は、賃借権で再設定。87 番は、使用貸借権で再設定。

次に 48 頁、88 番、89 番は、賃借権で再設定。

次に 49 頁、90 番、91 番は、賃借権で新規設定。

次に 50 頁、92 番、93 番は、賃借権で新規設定。

次に 51 頁、94 番、95 番は、賃借権で再設定。

次に 52 頁、96 番は、賃借権で新規設定。97 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 53 頁、98 番は、賃借権で新規設定。99 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 54 頁、100 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

101 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 55 頁、102 番、103 番は、賃借権で新規設定。

次に 56 頁、104 番は、使用貸借権で新規設定。105 番は、使用貸借権で再設定。

次に 57 頁、106 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

107 番は、賃借権で再設定。

次に 58 頁、108 番、109 番は、賃借権で新規設定。

次に 59 頁、110 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。111 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 60 頁、112 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 60 頁までの 112 件の中間管理権設定

ですが、18 頁の 5 年もの 32 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席いただき審議します。

(有村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 18 頁の 32 番は、借人の有村委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 5 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、同じく 54 頁の 10 年もの 100 番と 101 番、57 頁の 10 年もの 106 番の 3 件が農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席いただき審議します。

(永山委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 54 頁の 100 番、101 番及び 57 頁の 106 番は、借人の永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 永山委員に係る 10 年もの 3 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 59 頁 10 年もの 110 番から 60 頁の 112 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づき議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長をお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾 崎 59 頁の 110 番、111 番、60 頁の 112 番は、借人の福元会長が関連する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 10 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務を終了し会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席に着席)

議 長 次に残り 105 件について、ご意見ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請のとおり許可と決定します。

次に、61 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 61 頁から 63 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

まず始めに、中間管理機構を介しての所有権移転について、制度の変更がありましたのでご説明します。お手元の「農地の売買をお考えの皆さま」のチラシをご覧ください。

変更点の 1 つ目は、鹿児島県地域振興公社の買入と売渡しを一括で行うことで、事務手続き期間がこれまでの約 10 カ月から約 5 カ月に短縮されました。

変更点の 2 つ目は、手数料が変更になっております。手数料の詳細はチラシをご覧ください。また、別に内容を詳細に記載したチラシも配布しておりますので後ほどご覧ください。それでは議案の説明に入ります。

61 頁の 1 番から 62 頁の 5 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 3 筆で 3 千 713 m²です。

2 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

3 番は、串良町岡崎の田が 1 筆で 910 m²です。

4 番は、串良町有里の畑が 2 筆で 4 千 012 m²です。

5 番は、下堀町の畑が 1 筆で 980 m²です。

つづきまして、63 頁の 1 番から 3 番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 2 筆で 3 千 599 m²です。

2 番は、串良町有里の田が 1 筆で 1 千 236 m²です。

3 番は、議事参与制限に当たりますので後ほど説明します。

記載の 8 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 只今の事務局からの説明がありました、61 頁の 2 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づき議事参与の制限にあたりますので、田村委員の退席いただき審議します。

(田村委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 61 頁の 2 番は、田村委員が鹿児島県地域振興公社に売り渡すもので、串良町有里の畑が 1 筆で 985 m²です。また、要件を全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長 田村委員に係る所有権移転 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

(異議なし)

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

(田村委員：着席)

田村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に 63 頁の 3 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づき議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾 崎 63 頁の 3 番は、鹿児島県地域振興公社が福元会長が関連する法人に売り渡すもので、吾平町下名の田が 1 筆で 585 m²です。また、要件を全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る所有権移転 1 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務を終了し会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席に着席)

議 長 次に残り 6 件について、ご意見ありませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、64 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第2号につきましては、64 頁から 69 頁です。今回は、所有権移転が 23 件です。
初めに、64 頁です。

1 番は、田が 2 筆で 1 千 376 m²の贈与です。

2 番は、畑が 4 筆で 6 千 283 m²の売買です。

3 番は、田が 2 筆で 849 m²の売買です。

4 番は、畑が 1 筆で 4 千 150 m²の売買です。

5 番は、田が 1 筆で 1 千 592 m²の売買です。

次に、65 頁です。

6 番は、田が 1 筆で 365 m²の贈与です。

7 番は、畑が 4 筆で 5 千 452 m²の贈与です。

8 番は、畑が 1 筆で 940 m²の売買です。

9 番は、田が 1 筆で 967 m²の売買です。

次に、66 頁です。

10 番は、畑が 2 筆で 577 m²の売買です。

11 番は、畑が 2 筆で 4 千 052 m²の贈与です。

12 番は、畑が 1 筆で 208 m²の贈与です。

13 番は、畑が 1 筆で 1 千 826 m²の売買です。

14 番は、畑が 6 筆で 7 千 021 m²の売買です。

次に、67 頁です。

15 番は、田が 1 筆で 774 m²の贈与です。

16 番は、畑が 4 筆で 5 千 854 m²の売買です。

17 番は、田が 1 筆で 1 千 052 m²の売買です。

次に、68 頁です。

18 番は、田が 1 筆、畑が 1 筆で合計 1 万 060 m²の売買です。

19 番は、畑が 1 筆で 776 m²の売買です。

次の 20 番から 69 頁の 23 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、64 頁から 69 頁までの 23 件の許可申請ですが、
68 頁の 20 番から 69 頁の 23 番までは調査がなされていますので、68 頁の 20 番を徳田委
員に、21 番と 69 頁の 22 番を藏ヶ崎委員に、69 頁の 23 番を谷口委員に報告をお願いします。
す。

松 元 推進委員の松元です。去る 4 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に
伴う現地調査を行いましたので、報告します。

68 頁の 20 番です。申請者は市内の方で、田 4 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、今後借り入れることを確認しました。取得する農地では、季節野菜などを作付けするとのことでした。

蔵ヶ崎 議席番号 8 番の蔵ヶ崎です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、68 頁の 21 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は借り入れするとのことでした。取得する農地では、ジャガイモを作付けするとのことでした。

次に、69 頁の 22 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、自己所有していることを確認できました。取得する農地では、路地野菜を作付けするとのことでした。

谷 口 推進委員の谷口です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

69 頁の 23 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、自己所有していることを確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 23 件について、ご異議ありませんか。
(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、70 頁、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 3 号につきましては、70 頁です。今回は、3 件です。1 番から 3 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、70 頁の 1 番を細川委員に、2 番を田中委員に、3 番を新地委員に報告をお願いします。

細 川 推進委員の細川です。去る 3 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

70 頁の 1 番ですが、申請地は「串良農業農村環境改善センター」の東南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第 2 種農地と判断されます。

申請者は市内で「金属スクラップの買い取り、販売などを行う事業者」で、申請地に「事務所、資材置場及び駐車場」を建設・整備する計画です。

周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

田 中 議席番号5番の田中です。去る4月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

70頁の2番ですが、申請地は「鹿屋工業高校」の東南東に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。

申請者は市内の医療法人で、申請地に「駐車場」を整備する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、2番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新 地 推進委員の新地です。去る4月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

70頁の3番ですが、申請地は「鹿児島県鹿屋特別支援学校」の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。

申請者は市外の建設業者で、申請地を「木材及び資材置場」として使用するため、一時的に賃貸借する計画です。

周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の許可要件である「一時転用」に該当すると判断しました。

以上、3番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、71頁、議案第4号、「鹿屋市の地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第4号につきましては、71頁から72頁です。

71頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件です。対象面積は、農業用が、1件1筆で195㎡です。

次の72頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、71 頁の 1 番を、
徳田委員に報告をお願いします。

徳 田 議席番号 6 番の徳田です。去る 4 月 14 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

71 頁をご覧ください。今回は、用途変更の申し出が 1 件です。周辺図等は 72 頁をご覧ください。

申請人は市外の個人で、申請地は「鹿屋市南部学校給食センター」の北に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である「農業用倉庫」を整備する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、73 頁、議案第 5 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 5 号につきましては、73 頁です。今回は 3 件です。次の 1 番から 3 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、73 頁の 1 番から 2 番を徳田委員に、3 番を、松元委員に報告をお願いします。

徳 田 議席番号 6 番の徳田です。去る 4 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

73 頁の 1 番です。申請地は、旧浜田小学校の北に位置し、平成 6 年 11 月 10 日から宅地として利用しているとのことでした。

周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番です。申請地は、旧浜田小学校の北西に位置し、平成 12 年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

松 元 推進委員の松元です。去る 4 月 14 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

73 頁の 3 番です。申請地は、大隅肝属地区消防組合東部消防署の西に位置し、昭和 52 年頃から山林化しているとのことでした。

周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました 3 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、74 頁、議案第 6 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 6 号につきましては、74 頁から 76 頁です。

今回新たに、譲渡希望が 74 頁の 1 番から 75 頁の 9 番までの 9 件ですのでお目通し願います。なお、1 番、2 番、4 番、7 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 76 頁の 1 番から 7 番までの 7 件ですのでお目通し願います。なお、2 番は田は無償、6 番は無償、7 番は無償も可としております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

74 頁から 75 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番と 4 番を田原委員と門倉委員に、2 番と、75 頁 8 番を田中委員と下久保委員に、3 番を四元委員と細川委員に、5 番を田村委員と松元委員に 6 番を中塩屋委員と垣内委員に、7 番を森園委員と新地委員に、75 頁 9 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、お願いします。

次に、76 頁、賃貸借希望の 1 番と 4 番と 6 番を徳田委員と折尾委員に 2 番と 3 番と 5 番を堀之内委員と矢野委員に、7 番を田原委員と門倉委員に、お願いします。

次に、77 頁、議案第 7 号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 7 号につきましては、77 頁です。提案理由としましては、令和 8 年 4 月 10 日付けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に伴う地籍調査推進員について、農業委員会から推薦を行うものです。

任期は、令和 8 年 6 月上旬から令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。推薦する委員については、それぞれの地区に精通している委員で、大始良町の一部は藏ヶ崎委員に、下高隈町の一部及び上高隈町の一部は徳田委員に、吾平町上名の一部は堀之内委員を推薦したいと考えております。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、地籍調査推進員として、鹿屋地区大始良町の一部は、藏ヶ崎委員、鹿屋地区下高隈町・上高隈町の一部は、徳田委員、吾平地区吾平町上名の一部は、堀之内委員を推薦いたします。

次に、78 頁、議案第 8 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

山下 　議案第 8 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、ご説明します。

78 頁になります。例年、この時期に議案として挙げさせているものです。総会で承認を得られれば、県農業会議に報告し、市のホームページにて公表することとなります。

農業委員会の主な活動として、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地法に伴う農地転用への適正な対応があります。

最初に、「Ⅰ 農業委員会の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）」について、現在の体制と農家・農地等の状況を記載していますのでお目通しください。

次の 79 頁の「Ⅱ 最適化活動の目標」について説明いたします。まず、「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「（1）農地の集積」の①の現状は集積率が 48.3%となっております。②目標は、県の農地の集積の目標年度が令和 12 年度で目標率が 90%となっております、今年度の目標は 52.4%と設定しております。

次に、「（2）遊休農地の解消」につきましては、①現状では、1 号遊休農地が 525ha あり、緑区分の遊休農地が 347ha、黄区分の遊休農地が 178ha となっております。②目標としましては、緑区分の遊休農地の解消目標面積は 14.6ha としており、新規発生遊休農地の解消目標面積は 119ha としているところです。

続いて、「（3）新規参入の促進」については、①現状については記載しているとおりで、②目標としては、新規参入者への貸付等については、公表する農地の面積を 34.2ha としています。

次に「2 最適化活動の活動目標」としましては、（1）の推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、一人当たりの活動日数を月 10 日、また（2）の活動強化月間は、記載の内容となっております。以上で、「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」についての説明を終わります。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご異議等はありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり

決定いたします。

次に、81 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料 81 頁をご覧ください。合意解約につきましては、81 頁から 93 頁です。

今回は 25 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、81 頁から、93 頁まで 25 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、94 頁、「地域計画の内容変更に対する意見書の提出について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料 94 頁をご覧ください。地域計画の内容変更に対する意見書の提出について報告します。本意見書は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 号に基づき、鹿屋市長より地域計画の変更に係る意見をもとめられたもので、国の定める「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、専決処分したものです。

変更目的は、新たな農業者の位置づけを行うためのもので、令和 8 年 3 月 25 日で「意見なし」の意見を付して提出しております。

意見なしの理由としたしましては、今回、地域計画に位置付ける農業者は、・本人から、地域計画への位置づけの申し出があったこと。・申出人は認定農業者であり、地域農業の担い手であることから、本来位置づけを行うべき者であること。・制度資金の負担軽減措置や補助事業の採択要件を活用には、地域計画への位置づけが必須であること。などから、変更を支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明のとおり、市長へ意見書を提出したことを報告しておきます。

以上で、第 1 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

(意見なし)

なければ、事務局からお願いします。

尾 崎 私から 4 点ご連絡をいたします。初めに、活動記録簿についてですが、昨年度同様に基本的には、毎月総会の日までに、前月分の活動記録簿をご提出いただきますようお願いいたします。また、提出期限が異なる 12 月や 3 月につきましては、事前に連絡いたします。提出方法につきましても昨年同様に、紙及びロゴフォームでの提出が可能ですのでよろしく願います。

また、2 月総会時の研修で説明しました、貸し借りの聞取りシートにつきましては現在

修正しておりますので、来月の総会にて配布し、記載方法等について改めて説明しますので、よろしくお願いします。

続きまして、次回の5月総会の会場についてお知らせします。次回、5月総会につきましても、会議室の予約の関係で、ここ、鹿屋市東地区学習センターで行います。また、改めてLINE等でお知らせいたしますので、よろしくお願いします。

次に、本日は、前回総会でご提案の合ったとおり、鹿屋市農業委員会歓送迎会を行います。時間は午後6時より、場所はホテル大蔵です。お申込みされた委員の皆さんは、時間までに来場いただき御出席のほどよろしくお願いします。

最後に、農業者年金の加入推進についてお知らせとお願いです。日頃から、農業者年金の加入推進にあたりましては委員の皆様のご協力をいただき、ありがとうございます。

農業者年金加入推進期間は、例年通り10月からを予定しておりますが、前年度の推進名簿と活動結果報告を参考に、4月現在の各地区（鹿屋、吾平、輝北、串良）の名簿を各委員の封筒に入れております。また推進資材として、サランラップとウェットティッシュをお配りいたしますので、事前の声掛けなどにご活用ください。よろしくお願いします。

局 長 それでは、5月の調査委員を申し上げます。5月13日、水曜日、4条・5条の調査が、森園委員、岩下委員でございます。5月13日、水曜日、農振調査が、有村委員、矢野委員でございます。5月14日、木曜日、4条・5条の調査が、村山委員、鶴田委員でございます。5月14日、木曜日、3条調査が、倉田委員、門倉委員でございます。

5月の総会は、5月22日、金曜日の9時から東地区学習センターとなります。私からの報告は以上です。

議 長 他にありませんか。ないようですので、推進委員から本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和8年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)